

平成21年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証について【意見分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
245	④再発防止のための方策 (I) 透明性の確保 (c) 会計制度の整備 （措置の方向性について） 公会計の整備については、盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革，資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ，平成24年度までに整備を行うこととされている。 （現時点での措置状況について） 21年度は，総務省方式改訂モデルによる財務書類を作成・公表したほか，庁内プロジェクトチームを立ち上げ，段階的かつ計画的な固定資産台帳整備や複式簿記導入について検討している。	公会計制度改革庁内プロジェクトチームによる固定資産税台帳整備を平成24年度にかけて段階的かつ計画的に整備するとともに，複式簿記の導入に向け取組んでまいります。 （財政課）	○措置済 総務省から「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が平成27年 1 月23日付けで示され，統一的な基準による財務書類等を原則として27年度から29年度までの 3 年間で作成するよう示されたことを踏まえ，28年度に固定資産台帳の整備を行い，29年度中に複式簿記の導入と新基準による財務書類 4 表を作成し，30年 8 月に公表しました。 （財政課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。